

参考資料1

他地域における宿泊税の使途

京都市の宿泊税の使途①

●概要

税収見込額:初年度19.0億円 平年度45.6億円

施行期日:平成30年10月1日

●使途の考え方

京都市では、入洛客の増加等により、受入環境整備や交通渋滞対策などの喫緊の課題が生じており、この中には、市民生活に影響を及ぼし、市民が負担に感じているものもあることから、これらの課題に対応する行政サービスの一層の充実を図り、課題を解決するため、宿泊税を以下の施策に用いることとします。

ア 住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進

(例:文化財保護や歴史的景観の保全、快適な歩行空間の創出、観光や文化の担い手の育成)

イ 入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対する受入環境の整備

(例:入洛客の安心安全の確保、観光案内標識の整備、観光地トイレの拡充)

ウ 京都の魅力の国内外への情報発信の強化

近年課題となっている「京町家の保存・継承」、「道路の渋滞や公共交通機関の混雑対策」、「違法民泊の適正化」などについても、宿泊税を財源として、今後、取組を進めていく予定です。

●宿泊税を財源として充実・強化する取組

- 30年度の宿泊税充当事業は「市民、観光客、観光関係事業者が30年度に宿泊税の導入効果を実感できる」取組に充当
- とりわけ「現下の観光課題を早急に解消し、市民生活との調和を図る取組」に優先して充当

種類	概要	具体的な取り組み	充当額
1 混雑 対策	京都市を訪れる観光客が一部観光地に集中し、観光地周辺や公共交通機関の混雑につながっているため、これらの課題を解消するための取組を充実・強化	○観光地等の混雑緩和に向けて、手ぶら観光の普及促進や観光案内標識の設置・改良等の取組を推進 ○観光客の3つの集中(場所・時間・季節)の緩和に向けた取組を強化 朝観光・夜観光の推進、新たな観光資源(隠れた名所)の発掘・PRなど ○公共交通機関の更なる有効活用や混雑緩和等に向けて、ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査を実施 ○市バス等の公共交通機関の混雑緩和の取組を強化 「前乗り後降り」方式の導入による乗降時間の短縮	5億円

京都市の宿泊税の使途②

種類	概要	具体的な取り組み	充当額
2 民泊 対策	昨今、急増している民泊については、利用者の騒音やごみ投棄などにより、周辺地域の市民生活に影響が生じており、違法・不適切な民泊の通報・監視・指導等の体制を強化	<ul style="list-style-type: none"> ○違法・不適切な民泊に対する指導の強化 民泊通報・相談窓口 体制強化やアドバイザー派遣の新設 現地調査員(見回り部隊) 4人体制からの倍増を予定 ○民泊等に対して「消防検査済表示制度」を創設するなど、宿泊者及び周辺住民の安心・安全を確保 	1.5 億円
3 宿泊 事業者 支援	宿泊税の導入にあたっては、宿泊事業者の協力が不可欠であり、宿泊事業者への負担軽減策や経営強化に向けた支援策を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊税の導入を踏まえ、宿泊事業者が円滑に事務を行えるよう個別相談会・セミナーを実施 ○旅館等の経営力強化や魅力発信に向けた取組を支援 ○宿泊事業者への事務補助金の創設(31年度から交付) 前年度の特別徴収額の2.5%(当初5年間は3%)を補助金として交付 	0.5 億円
4 受入 環境の 整備	外国人をはじめとする観光客等の増加により、観光インフラの整備(利便施設の多言語化、観光トイレ等の拡充)や観光客のマナー対策などが課題となっており、これらの受入環境の整備により、市民生活の満足度も高めていく	<ul style="list-style-type: none"> ○中国語など多言語での啓発記事や海外のWEBサイト、ガイドブック等での周知など外国人観光客のマナー啓発の取組を充実・強化 ○観光地周辺トイレの洋式化等による受入環境の整備・充実 観光トイレ 認定箇所数 38箇所→50箇所(H30～H31) 公衆トイレ 洋式便器設置率 100%達成(H30～H31でリニューアルを実施) 公園・駐車場トイレ 洋式化・清掃回数増 ○京都観光オフィシャルサイトの機能強化 京都の奥深い魅力だけでなく、観光地の分散化やマナー啓発(京都の生活スタイル・習慣)などの記事コンテンツも充実 	4 億円
5 京都 ならではの 文化 振興・ 美しい 景観の 保全	京都に蓄積された日本の歴史・文化、これらが織りなす景観を次の世代にしっかりと引き継ぎながら、京都の都市の品格、魅力を一層向上させる施策を推進	<ul style="list-style-type: none"> <京都ならではの文化振興(文化資源の継承・担い手育成)> ○京町家を将来の世代に継承していくための取組を充実・強化 重要京町家・京町家保全重点取組地区の京町家の改修助成制度の創設 市が借り上げた京町家を、民間を通じて流通させる賃貸モデル事業の実施 新築の京町家の普及促進(新築京町家の基準の検討) ○子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出し、京都の文化力・おもてなし力の向上を推進 ○京都伝統産業ふれあい館のリニューアル(H30～H31の2箇年で実施) <京都ならではの美しい景観の保全> ○無電柱化事業の推進 先斗町通、銀閣寺道、長辻通 	2 億円
【徴税コスト(システム改修等)】			2 億円

京都市の宿泊税の使途③

●平成30年度予算における宿泊税充当事業([単位:百万円] ()は充当額)

種類	事業名	種類	事業名
1 混雑 対策	<ul style="list-style-type: none"> ●観光地等における混雑緩和策 118 (116) 手ぶら観光の普及, 観光案内標識の設置・改良, 臨時観光案内所の機能充実 ●隠れた名所の活用等による観光地分散化 42 (20) ●修学旅行生誘致に向けた取組の充実 16 (16) 修学旅行生の安全対策や修学旅行の時期分散化に向けた取組の推進 ●地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業 6 (6) ●ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査 30 (30) ●観光地等交通対策(嵐山地区, 東山地区) 24 (23) ●交通バリアフリー化対策 449 (153) 駅等のバリアフリー化(阪急西院駅など) 道路のバリアフリー化(烏丸通, 本町通など) ●自転車走行環境整備 148 (36) ●安心・安全な東大路歩行空間創出事業 303 (60) ●市バスの混雑対策(前乗り後降り方式導入) 24 (19) 	4 受入 環境の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ●インバウンド需要獲得強化・マナー啓発事業 54 (35) 外国人観光客マナー啓発, 多言語化・免税店化など外国人観光客の受入環境整備 ●ユニバーサルツーリズム普及促進事業 5 (5) ●災害時の観光客等への対策 11 (11) ●観光地周辺のトイレ洋式化等による受入環境の整備・充実 510 (248) ●観光・文化コンテンツの発信力強化事業 51 (51) 京都観光オフィシャルサイトの機能強化など
2 民泊 対策	<ul style="list-style-type: none"> ●「民泊」対策事業 134 (134) 通報・相談窓口の体制強化, 現地調査員(見回り部隊)の増強, 簡易宿所に対する査察強化など ●民泊等に対する火災予防対策の推進 10 (10) ●地域まちづくり支援の取組の推進 7 (7) 	5 京都 ならではの 文化 振興・ 美しい 景観の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ●京町家の保全及び継承に関する取組の充実・強化 325 (223) 京町家の改修等に係る助成制度の創設・拡充など京町家の継承に向けた取組の推進 ●文化財の保全・継承に向けた取組の推進 165 (155) “京都を彩る建物や庭園”助成制度, 市指定文化財等保存修理など ●伝統文化・伝統産業の担い手育成 73 (64) 京都伝統産業ふれあい館リニューアル, 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出など ●歴史的景観の保全に向けた取組の推進 251 (119) 歴史的景観を保全・継承する京の道づくり, 歴史的町並み再生事業など ●無電柱化事業 636 (66) ●「文化芸術都市・京都」の新たな文化ゾーンの創出に寄与する「高瀬川再生プロジェクト」の推進 8 (8)
3 宿泊 事業者 支援	<ul style="list-style-type: none"> ●旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援 43 (43) 	宿泊税 導入に 必要な 経費	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊税導入に伴うシステム改修 184 (184) ●課税・徴収事務経費 56 (56) ●宿泊事業者への事務費補助金 31 年度から実施 前年度の特別徴収額の 2.5%(当初 5 年間 3%)を補助金として交付

大阪府の宿泊税の使途①

●概要

税収見込額:

施行期日:2017年1月1日

●使途の考え方

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当している。具体的には、旅行者の受入環境の整備や大阪の魅力向上・国内外へのプロモーションの推進といった事業に取り組んでいる。

宿泊税充当事業

観光客と地域住民相互の目線に立った 受入環境整備の推進

- ◆旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化
 - 旅行者にとって必要な情報を簡単に入手できるようにするための環境整備
 - 旅行者が容易に行きたい場所に行けるようにするための環境整備（わかりやすい多言語表示や案内の実施、観光案内機能や情報入手のための環境整備の充実 等）
- ◆大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み
 - 旅行者と地域住民との相互理解の促進のための事業
 - 宿泊施設の確保に向けた事業
 - 宿泊施設や観光地における快適性や満足度を高めるための事業
 - 府域の移動利便性向上のための事業
- ◆旅行者の安全・安心の確保
 - 旅行中の災害時対応等、旅行者の不安を解消し、安心感を高めるための事業

魅力づくり 及び戦略的なプロモーションの推進

- ◆魅力溢れる観光資源づくり
 - 国内外から集客できる新たな魅力づくりやしかけの推進並びに府域における既存の魅力資源の更なる活用
- ◆効果的な誘客促進
 - 更なる誘客促進に向けた観光に関するマーケティングリサーチの強化
 - 積極的かつ効果的な大阪の魅力の情報発信

大阪府の宿泊税の使途①

●2018年度の宿泊税活用事業

◆観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進

事業名称	事業概要	事業費 総額	うち宿泊税 活用額
Osaka Free Wi-Fi設置 促進事業費	府域における観光コース等を中心とした地域・エリアについてWi-Fi整備計画を策定し、集中的に整備を実施	46,000千円	46,000千円
宿泊施設のおもてなし環境 整備促進事業費補助金	宿泊施設における多言語化やIT環境の整備など、利用者の利便性向上につながる施設整備を促進	40,000千円	40,000千円
トラベルサービスセンター大阪 運営費負担金	JR大阪駅において、各種相談や観光案内、外貨両替等の旅行者の利便性向上のサービスを一体的に提供	35,202千円	35,202千円
市町村観光振興支援事業費 補助金	府域全体の受入環境整備を加速化し、集客促進を図るため、市町村が実施する観光振興事業を支援	80,000千円	80,000千円
飲食店おもてなし環境整備 促進事業費	府内の飲食店が利用できる多言語メニュー作成支援システムの活用を促進し、多言語メニュー設置店を増やすことで、外国人旅行者が安心かつ快適に飲食店を利用できる環境を向上	11,200千円	11,200千円
外国人旅行者安全確保 事業費	外国人旅行者が災害発生時に必要な情報を入手できる環境整備やサポート体制の構築	914千円	914千円
大阪・梅田駅周辺サイン整備 事業費補助金	多くの観光客が往来する大阪駅・梅田駅周辺エリアにおいて、共通ルールに基づく案内サインを整備	23,288千円	23,288千円
大阪ストーリープロジェクト 事業費	大阪の魅力スポットを巡るルートを、歴史や文化、地域性によってストーリー性をもたせ再編集、発信するにあたり受入環境整備等を支援	44,926千円	44,926千円
水と光とみどりのまちづくり 推進事業費	大阪の有数な観光地のひとつである大阪城から様々な観光船等が発着できるよう、公共船着場等の整備を行うため、調査設計等を実施	75,465千円	29,500千円
市町村災害時多言語 ボランティア確保支援事業費	災害時の避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を実施するための、在住外国人とのネットワークを構築、災害時多言語ボランティアを確保	500千円	500千円

大阪府の宿泊税の使途②

◆観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進

事業名称	事業概要	事業費 総額	うち宿泊税 活用額
公共交通機関等と連携した 受入環境整備事業費	乗継利便性の向上を図るため、乗継駅における案内モニターの設置や経路床面表示等の整備を促進	24,300千円	24,000千円

◆魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進

事業名称	事業概要	事業費 総額	うち宿泊税 活用額
国内外からの誘客促進 事業費	国内外からの話題を集め、多くの人を誘客する起爆剤となる事業を大阪のシンボリックなエリアにおいて実施	60,000千円	60,000千円
ナイトカルチャー魅力創出 事業費	御堂筋イルミネーションに加え、ビル空間や公開空地などの公共空間を活かした様々な光のコンテンツや演出による光空間の創出と国内外の旅行者から要望が多いナイトカルチャーの発掘・創出	294,953千円	202,549千円
大阪文化フェスティバル事 業費	大阪の都市魅力を創造していくため、文化を核とした大阪発展のムーブメントにつながるプロモーションとして、大阪文化芸術フェスを実施	160,556千円	80,556千円

◆徴税コスト

事業名称	事業概要	うち宿泊税活用額
宿泊税導入推進事業費	特別徴収義務者に対する徴収奨励金及び徴税費用等 制度周知のための広報経費等	34,596千円
宿泊税導入推進事業費 (2016年度導入経費への充当)	税徴収に係るシステム開発経費等、宿泊税導入に係る経費の償還分等	64,769千円

東京都の宿泊税の使途①

●概要

税収見込額:初年度19.0億円 平年度45.6億円

施行期日:2002年10月1日

●使途の考え方

宿泊税収は、全額を観光振興施策の費用に充てることとされている。これまでの観光振興施策は、東京を訪れる旅行者に多大な利便を供しているところである。宿泊税の施行後、主な事業として、Wi-Fi やデジタルサイネージなどの利用環境の整備や観光案内所(都内5箇所)設置・運営のほか、都内の観光スポット等を記載したウェルカムカード(9言語 10種類)の作成などの施策を展開している。

- ・ 消費拡大に向けた観光経営
インバウンド対応を行う観光事業者への支援や観光産業人材の育成など
- ・ 集客力が高く良質な観光資源の開発
水辺の活用、ライトアップによる演出やアニメやマンガ等の観光資源の活用など
- ・ 観光プロモーションの新たな展開
新たなアイコン等を活用した東京の魅力発信や富裕な旅行層の誘致に向けたプロモーションなど
- ・ MICE誘致の新たな展開
都立施設を活用したユニークメニューの推進やMICE施設の機能強化に向けた設備導入の支援など
- ・ 外国人旅行者の受入環境の向上
多摩地域での観光情報センターの整備やハラールなど多様な文化・習慣への対応など
- ・ 日本各地と連携した観光振興
旅行者誘致のため連携する全国の地域の拡大など

●平成30年度の実施予定事業の例

- ・ Wi-Fi やデジタルサイネージなどの利用環境の整備
- ・ 観光案内所の整備・運営
- ・ 海外に向けた観光プロモーション
- ・ 外国人旅行者の受入に係るサービス向上の支援
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ ウェルカムカードの作成等
- ・ 新たな観光資源の開発
- ・ MICE誘致活動の展開



ウェルカムカードの例



バスタ新宿内に設置した東京観光情報センター

東京都の宿泊税の使途①

●観光産業振興費

単位：百万円

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1,933	1,912	1,583	1,498	1,543	1,700	1,905	1,904

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1,538	2,501	2,016	2,055	2,897	27,584	12,660	16,403	16,601

※平成14年度から平成28年度までは、決算額。平成29年度及び平成30年度は予算額。

※平成27年度から、「東京都おもてなし・観光基金」を設置。

●調定額の推移

単位：百万円

年度 税率	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
100円	213	509	507	505	539	575	570
200円	283	645	656	688	751	834	745
計	496	1,154	1,163	1,193	1,291	1,410	1,316

年度 税率	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
100円	447	446	356	463	571	715	902	975
200円	562	591	464	607	743	909	1,175	1,242
計	1,010	1,037	819	1,070	1,315	1,624	2,076	2,217

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

倶知安町の宿泊税の使途①

●概要

税収見込額(シミュレーション結果):3億8千万円～4億6千万円

施行期日:2019年11月1日

●使途の考え方

「リゾート地としての質の向上」「リゾート地としての魅力の向上」を達成するため、早急に必要な施策と長期的な展望に立つて行う施策について宿泊税による収入を充てて展開します。納税者となる観光客の利便性を向上するとともに、観光及び関連産業の振興を図ります。

●定率にした目的

宿泊税の検討を始めた当初から、宿泊事業者の方から「定率」を望む声がありましたが、当時は、北海道でも「観光税」の検討がされていたことから、北海道と倶知安町の両方で課税する場合、その課税方法が異なると特別徴収義務者である宿泊事業者が徴収時に混乱をきたすため、北海道が考えていた「定額制」に揃える必要がありました。また、全国の先進地事例でも「定率制」が導入された実績もなく、消費税との兼ね合いからも定率制の導入は疑問視されていました。

しかし、本町の地域特性として、コンドミニウムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設も多く、そのような宿泊施設では、宿泊人数によって一人当たりの宿泊料金が異なってくることから、宿泊人数に応じた一人当たりの宿泊料金を算出しなければならず、特別徴収義務者の徴収手続きを簡素化するためにも、定率制の導入は好ましいことでありました。

その後、北海道の「観光税」の検討が減速し、北海道と課税方法を揃える必要がなくなったことから、①もともと宿泊事業者の方から定率での要望があった、②税の三原則のひとつである「簡素」と倶知安町の地域特性に配慮した、③倶知安町法定外税に係る有識者会議においても定率制での導入に同意を得た、これらを総合的に判断して定率制の導入を決定しました。

●税率を2%にした目的

法定外税目の税率は、課税自主権に基づき、納税者にとって過重な負担にならない額で、各自治体がそれぞれの地域の実情や納税者の担税力に応じて、各自治体が独自に設定するものと解しています。

本町が宿泊税を財源として取り組む5つの個別施策を実施する場合、概算で3億から4億円の事業費が必要になると推計し、その事業費に必要な財源確保として2%の税率で計算した宿泊税が必要になると、また、その場合、諸外国の宿泊税は1%から始まり、事業費に応じて経年で税率を順次引き上げていくことが通例となっていますが、本町をはじめとして国内では、税率の引き上げには抵抗感があり、短期間で引き上げにならないように2%に設定しました。

倶知安町の宿泊税の使途②

施策	個別施策	取り組む(解決すべき)課題
リゾート地としての質の向上 リゾートエリア・ニセコとして広域的に取り組み、リゾート地(エリア)としての質を向上させ、観光客の満足度を上げる。	域内交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●エリア内移動をスムーズにする(リフト・バス事業者等が個別に実施している交通手段の融合) ●バス、タクシーの運転資格取得支援、ICカード利用による読み取り機材の車載促進支援
	ニセコ・羊蹄山の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ●「ニセコルール」を恒久的に維持するための人材育成支援 ●スキーパトロール、山岳ガイドの人材育成支援
	安心・安全なリゾートの形成	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯・防犯カメラの設置、臨時交番の設置 ●防災・防火対策
リゾート地としての魅力の向上 リゾートタウン・倶知安としての魅力を向上させ、観光客の満足度を上げる。	“観光インフラ”の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地⇄ひらふ地区を結ぶ交通アクセスの向上 ●ひらふ第一駐車場の再整備 ●自然環境及び景観保全 ●観光ガイド、通訳、プロモーション対応の人材育成支援 ●DMO組織の強化(財源・職員)観光活動の中核として位置付ける
	新幹線を意識したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●2次交通のハブとなる交通ターミナル機能の設置 ●駅周辺の交流空間

※注 具体的な個別事業(年次計画含む。)は、関連する個別計画の他、関係団体等と協議しながら決定します。

福岡県・福岡市・北九州市における宿泊税の検討状況

	福岡県	福岡市	北九州市
課税客体	福岡県内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館業 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
税率	1人1泊につき200円 ※県が徴収し、100円を市町村（福岡市以外）へ交付 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円（福岡市が一本化して徴収し、県に納税）	1人1泊につき宿泊料金が ①2万円未満：150円＋50円（県へ納税） ②2万円以上：450円＋50円（県へ納税） ※福岡県分の50円を上乗せして市が代理徴収 ※入湯税を一律50円に（1人1泊150円を50円に引き下げ、日帰りは現行（50円）のまま）	福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は1人1泊200円とする。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議による。
免税点	なし	なし	未定
課税免税	なし	設けない	設けない
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	特別徴収 * 宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	特別徴収 * 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	特別徴収 * 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、北九州市に納入する。
申告期限		毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は3ヶ月ごとに申告納入が可能	
主な用途	200円のうち100円は市町村（福岡市以外）へ交付。残りの100円は県の広域事業に活用。	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てる。 ①新規事業 ②既存事業の拡充 ③新規事業又は拡充した既存事業の継続 ④その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業に充てる	① 短期集中的に取り組むべきもの ・戦略的な誘客促進プロモーションの推進 ・「まちあるき」の満足度向上整備 ・空港内の案内表示の刷新 ・インバウンド誘致に向けた情報発信の強化 ・宿泊施設へのインバウンド対応支援等 など ② 中・長期的に強化していくべきもの ・門司港レトロリニューアル事業 ・市内外への観光客の回遊性向上のための取組 ・修学旅行誘致の強化 ・産業観光等のセールスの強化 ・空港から市内アクセスの強化 など ③ 必要に応じて取り組むもの ・新門司フェリーターミナル整備 ・MICE施設の大規模改修 など
徴収開始時期	2020年4月1日（予定）	2020年4月1日（予定）	

福岡市の宿泊税の使途①

目的税である宿泊税については、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとしているが、それに加え、①新規事業、②既存事業の拡充、③新規事業又は拡充した既存事業の継続、④その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業、に充てることと考える。

また、宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、行政側の徴収の便宜のために、新たな事務やその経費負担を課すこととなるため、宿泊税導入先行自治体と同様、その経費の一部を支援する制度を設けることを検討してはどうか。なお、今後必要となる観光振興策については、九州のゲートウェイ都市機能強化等の観点から、重要性や優先度が高い事業を選択した。

項目	整理の視点
①福岡市観光振興条例で定める施策に充当すること	<p>目的税である宿泊税については、福岡市においては、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとなっていることから、福岡市観光振興条例に定める目的、基本理念、施策に沿った事業に充当する。</p> <p>○福岡市観光振興条例で定める施策</p> <p>観光産業の振興・受入環境の整備・観光資源の魅力の増進等・MICEの振興 持続可能な観光の振興</p>
②九州における福岡市の役割や今後の観光・MICEの動向等を踏まえ、重要性や優先度の高い事業を選択すること	<p>福岡市観光振興条例に定める施策の事業内容については、市議会での検討や審議、調査検討委員会での意見、宿泊事業者等関係者の意見、これまでの福岡市の取り組み等に基づき、下記の観点から、重要性や優先度が高い事業を選択し、例示した。</p> <p>i) 福岡市の役割として、これまで取り組んできた「九州の玄関口としての拠点整備」の実績や重要性</p> <p>ii) 福岡市や九州において、今後5年間、大規模MICEの開催等が予定されており、福岡市や九州にとって大きな機会であるとともに、その受入環境整備等は喫緊の課題であること</p> <p>iii) 観光客の増加やMICEの誘致・開催が進めば、関連する観光産業や市民生活への影響を考慮することが必須</p>
③既存事業へ単純に充当しないこと	<p>宿泊税については、今後の行政需要の増加に対し、安定的な財源を確保する観点から導入されたことを鑑み、これまで取り組んできた既存事業へ単純に充当するのではなく、下記の事業へ充当すべきである。</p> <p>i) 新規事業 ii) 既存事業の拡充 iii) 左記 i ii の効果的な継続事業 iv) その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業</p>

福岡市の宿泊税の使途②

福岡市議会において可決された福岡市観光振興条例で規定する宿泊税を財源とした施策、事業イメージ及びそれに対応する市の主な取り組みは下記のとおり。

条例に規定する施策	事業イメージ(福岡市観光振興条例案補足資料より)
観光産業の振興 (第6条)	観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策に取り組む。 (観光に係る人材の確保及び育成／キャッシュレス化／IoT活用の推進等)
受入環境の整備 (第7条)	国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策に取り組む。 (外国人旅行者対応(多言語対応, トイレ洋式化, 急患対応等)／観光案内機能の充実／Wi-Fiの充実／市内の回遊性向上／バリアフリー化／宿泊事業者に対する支援等)
観光資源の魅力の増進等 (第8条)	国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策に取り組む。 (食、歴史、文化、自然等を活かした魅力づくり／ナイトタイムの魅力向上／ファミリー層向けコンテンツの充実等)
MICEの振興 (第9条)	MICE(国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。)の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策に取り組む。 (MICEの受入環境の整備／誘致体制の強化等)
持続可能な観光の振興 (第10条)	宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策に取り組む。 (市民及び旅行者の安全安心の確保のための取組／健全な民泊推進のための取組(違法民泊への対策)／旅行者増加による市民生活への影響緩和策等)

出典:福岡市宿泊税に関する調査検討委員会
報告書<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/66120/1/hokokusyo.pdf?20181129113331>